

2012年7月2日

難燃剤・抗菌剤・生分解性プラスチックに係るエコマーク共通規定
の見直しについて【報告】

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 概要

エコマークの共通規定（全商品類型に共通の基準）は、「エコマーク事業実施要領」第3章第7項の「エコマーク商品の認定要件」に準じ、1998年に難燃剤の使用に関する条件を規定した。その後、2000年に抗菌剤の使用、及び生分解性プラスチックの表示に関する条件を各々規定している。

これらの共通規定を適用してから10年以上が経過するが、その間、多種多様な商品類型を設定するにあたり、これらの規定を一律に適用することが現実的でないことも多く、商品類型毎に商品の特性に応じて設定を行っているのが現状である。また、化学物質に係る最新の動向を踏まえた内容に見直す必要もある。そこで、第7－8回の基準審議委員会で見直しを検討した結果、上記3種類の共通規定は廃止し、代わりに難燃剤、抗菌剤については、使用されることが多い商品類型には後述の〈基本形〉をもとに、個別に基準項目を設定することとされた。それらを使用することが想定されない商品類型については、個別基準から関連の記載を削除することとなった。なお、部分的な改定にあたっては、必要に応じて関係者と協議を行うものとする。

部分改定の進捗状況について報告する（最新の改定状況はこちらの表1をご確認ください → http://www.ecomark.jp/pdf/kaiei_kyoutsu_list.pdf）。

2. 部分改定

【現行基準の記載例】

- (4) 申込商品は、原則として「難燃剤」、「抗菌剤」の使用のないこと。また、「生分解性プラスチック」の表示のないこと。ただし、特別な事由により使用または表示する場合においては、「エコマーク事業実施要領」に基づく「難燃剤」、「抗菌剤」および「生分解性プラスチックの表示」に関する規定を満たすこと。具体的には、エコマーク商品認定・使用申込書に使用の有無を記載の上、使用のある場合には別紙で規定の書類を添付すること。（「エコマークのてびき」より引用：「エコマーク事業実施要領」第3章第7項に相当する除外規定）

【部分改定後】

難燃剤、抗菌剤に関する記載について、使用する可能性が低い商品類型については、

上記(4)を削除する。使用することが想定される商品類型については、上記(4)を削除した上で基本形1) または2) を基準項目に追加する。なお、商品類型毎に基本形以外の記載も可とする。

共通規定については、商品類型毎の部分改定が終了した後に廃止する。

<基本形>

1) 難燃剤について

(X) 製品には、難燃剤として PBB (ポリブロモビフェニル)、PBDE (ポリブロモジフェニルエーテル) および短鎖塩素化パラフィン (鎖状 C 数が 10~13、含有塩素濃度が 50%以上) を処方構成成分として添加しないこと。

【証明方法】

本項目への適合と化学物質名を付属証明書に記載すること。

2) 抗菌剤について

(X) 抗菌剤を可能な限り使用しないこと。なお、抗菌剤を使用する場合には、一般社団法人抗菌製品技術協議会の SIAA マーク、または一般社団法人繊維評価技術協議会の SEK マーク等の認証を受けた商品であること。

【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載し、抗菌剤を使用する場合には、製品として一般社団法人抗菌製品技術協議会の SIAA マーク、または一般社団法人繊維評価技術協議会の SEK マーク等の認証を受けていることを示す書類を提出すること。

改定の目処：商品類型ごとに順次改定する。(2012年秋頃までに完了)

以上